

「公取近畿だより」第156号（令和7年3月号）
別紙一覧

別紙1 フクシマガリレイ株式会社に対する勧告について（公表文）

別紙2 有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について（公表文）

フクシマガリレイ株式会社に対する勧告について

令和 7 年 2 月 1 9 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、フクシマガリレイ株式会社（以下「フクシマガリレイ」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）及び第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、前各項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、フクシマガリレイに対して勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	9120001050544
名称	フクシマガリレイ株式会社
本店所在地	大阪市西淀川区竹島二丁目6番18号
代表者	代表取締役 福島 豪
事業の概要	業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の製造販売
資本金	27億6019万2496円

2 違反事実の概要

- (1) フクシマガリレイは、個人又は資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、小売業者等に販売する業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の部品等の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2) フクシマガリレイは、年間を通じて適時、下請事業者と価格交渉を行っているところ、これとは別に、自社の原価低減を図るためとして、下請事業者に対し、書面により「価格協力」と称する要請を行った上、次のア及びイの行為を行っていた。

ア フクシマガリレイは、令和5年6月から令和6年6月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額2176万2009円である（下請事業者34名）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課
電話 06-6941-2176（直通）
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

イ フクシマガリレイは、令和5年9月から令和6年3月までの間、従前の単価から同単価に一定率を乗じて得た額又は一定額を差し引いた単価（以下「差引き後単価」という。）を設定した上で発注し、差引き後単価で算出される下請代金を支払うことにより、従前の単価で算出される下請代金と差引き後単価で算出される下請代金の差額を自己のために提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた。提供させた金額は、総額255万944円である（下請事業者10名）。

- (3) フクシマガリレイは、下請事業者に対し、「事務手数料」と称して、電子受発注等に係るシステムの使用料及びフクシマガリレイが指定する納品伝票の作成費用であるとして、令和5年6月から令和6年7月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額1622万8500円である（下請事業者154名）。
- (4) フクシマガリレイは、令和7年2月5日までに、下請事業者に対し、前記(2)ア及び(3)の行為により減額した金額並びに前記(2)イの行為により提供させた金額を支払っている。

3 勧告の概要

- (1) フクシマガリレイは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
- ア 前記2(2)ア及び(3)の行為が下請法第4条第1項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
- イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じないこと
- ウ 前記2(2)イの行為が下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
- エ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- (2) フクシマガリレイは、今後、下請法第4条第1項第3号及び第2項第3号に掲げる行為に該当し、前各項の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (3) フクシマガリレイは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- ア 減額した金額及び提供させた金額を下請事業者に支払ったこと
- イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) フクシマガリレイは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
- ア 減額した金額及び提供させた金額を下請事業者に支払ったこと
- イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) フクシマガリレイは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

令和7年1月15日
公正取引委員会

公正取引委員会は、毎年度、全国の主要都市において、主要経済団体、消費者団体、弁護士会、学識経験者、報道関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地域の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にいかしています。

令和6年度においては、別紙1のとおり開催したところ、有識者（別紙2）から示された主な意見の概要は以下のとおりです（地区別の主な意見は別紙3のとおりです。）。

公正取引委員会としては、これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

1 中小事業者等の取引適正化について

(1) 適正な価格転嫁の実現に向けた取組について

- ・ 公正取引委員会によって、手形のサイトが最長でも60日とされ、また、具体的な買いたたき事案を取り上げていただき、その考え方も明確化していただいた。そのおかげで、ここ3、4年で大手企業の態度はがらりと変わり、取引条件が改善していると実感している。ただし、法律的な面で整備されたとしても、価格転嫁に取り組む我々中小企業がしっかり法律を勉強し、価格の交渉術につなげていかないと意味がないので、商工会議所としても公正取引委員会と連携しながら、会員に情報を発信していかないといけないと考えているところである。（北海道函館地区）
- ・ 適正な価格転嫁は正常な商慣習であり、良いものには適正な価格がつくこと、そして、良いものを作るためにはコストが掛かるということを含めた共通理解としていきたい。公正取引委員会の活動は、このような価格転嫁に対する考え方の後押しにも一役買っていると思うので、非常に感謝している。特に、最近の公正取引委員会の活動の中に下請法における買いたたきの基準の明確化があったかと思うが、これは中小事業者にとっては非常に有り難いことだと感じている。（盛岡地区）
- ・ 意思決定権者である社長が価格転嫁に合意しても、調達部長がコストダウンを求めてくるという実態がある。大手メーカーから「他社は半値で請けるが御社はどうか」と交渉され、返事ができないといつの間にか仕事がなくなっているということがあると聞いている。（群馬県高崎地区）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課
	電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- ・ 価格転嫁の前提となる価格交渉について、徐々に浸透はしているものの、業種別に見るとまだ十分に進んでいないところもある。公正取引委員会にあっては、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が実現できるよう、関係省庁と連携して取組を進めてほしい。（津地区）
- ・ 持続的な賃上げを進めるためには、中小・小規模事業者の取引環境の整備が不可欠である。価格交渉の過程で、労務費の上昇に関する詳細な説明や資料提出を求められたとの話も聞いたことがあるため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が浸透するよう、その普及に努めてほしい。（津地区）
- ・ 経営幹部と販売担当者では、価格転嫁の必要性についての理解に差がある場合があるという声も多い。企業全体で価格転嫁の重要性に関するコンセンサスが図られていないことが原因として考えられる。公正取引委員会には、価格転嫁が円滑に進むよう支援を行ってほしい。（京都地区）
- ・ 非製造業については、価格転嫁の交渉に時間がかかる場合が多く、また、難航しているようである。小売業や修理業では、値上げすると販売量や取引量の減少につながるといわれている。公正取引委員会には、今後も価格転嫁などの政府方針の周知に尽力してもらいたい。具体的には、価格転嫁に応じない事業者には何らかの指導やペナルティを与えるなど、制度面から中小企業の価格転嫁を支援してほしい。（京都地区）
- ・ 昨今の大幅な賃上げは大手企業が主導する形で進んでいるが、多くの中小事業者による賃上げは、最低賃金制度への対応や人材の流出を防ぐためなど主に防衛的な理由によるものである。今の日本には、中小企業の賃上げ財源確保のために価格転嫁を適正に行い、賃金の上昇と物価上昇の好循環を生み出すことが必要不可欠である。公正取引委員会には、これができるような環境の整備を行っていただきたい。（京都地区）
- ・ 全国的に中小企業は人手不足に悩まされているところ、地方、特に郡部においては人手不足が非常に深刻化しており、事業継続が極めて困難な状況になっている。中小企業が持続可能な事業運営を行っていくためには、待遇改善を含めた働き手の環境整備への取組が必要不可欠であり、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分について価格転嫁しなければ、中小企業は生き残ることができない。（高知地区）
- ・ 官公庁が入札を行う際には、一円でも安い企業へ落札させる場合が非常に多い。官公庁は、一部の建設工事の入札にあっては価格以外の要素も評価対象となる総合評価落札方式を採用しているが、その他の多くの入札にあっては一般競争入札方式のような価格のみが評価対象となる入札方式を採用している。官公庁においては、自らの入札方式によって価格転嫁が阻害される可能性がある点を認識し、価格だけが評価対象とならないような方式で入札を実施していただきたい。（鹿児島地区）

(2) 下請法の規制について

- ・ 下請法に関しては、現状、適用範囲を資本金の額で区別しているが、資本金の額と企業規模が一致しないことも多いので、売上高など資本金の額以外の基準でも判断できないか。(北海道函館地区)
- ・ 下請取引において、本年11月に約束手形等による下請代金の支払サイトが60日以内とされたと聞いているところ、その反射的な効果として、下請法が適用されない事業者間の支払サイトが長期化する問題が発生していると聞いている。下請法の適用がない事業者間であっても、支払サイトの長期化は企業経営にとってはリスクが大きくなるので、問題意識をお持ちいただきたい。(群馬県高崎地区)

(3) 事業者と個人事業者との取引の適正化について

- ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制対象は全事業者に及ぶところ、この法律について、中小事業者を含め、ほとんどの事業者がその内容を十分に認識していないのが現状である。そのため、同法の周知徹底を図り、認知度の向上を目指すための工夫が必要である。また、フリーランス取引は学生が行っている可能性も考えられるため、学生を含め、幅広く周知を行うことも重要である。(鹿児島地区)
- ・ 公正取引委員会には、フリーランスと発注者間の取引について調査をするに当たっては、調査によって取引に支障が出ないように丁寧に対応してほしい。また、発注者側に対して、フリーランス・事業者間取引適正化等法の趣旨を理解させ、弱い立場であるフリーランスに寄り添うような対応をさせてほしい。(那覇地区)

2 独占禁止法の運用について

- ・ 日清食品が行っていたカップヌードルの再販売価格の拘束事件のように、大手事業者による価格拘束は庶民感情からしても許されるものではない。そのため、公正取引委員会には、悪質な事件に対しては厳正に対処していただければと思うし、措置を採った事業者に対するフォローアップにも力を入れていただきたい。(盛岡地区)
- ・ スタートアップ企業の新規参入を促進するためにも、行き過ぎた寡占・独占や優越的地位の濫用などの不当な行為には、厳正に対処していただきたい。(津地区)
- ・ 確約計画の認定後のフォローアップが適切に行われているか不透明な部分もあると考える。確約計画の認定の取消しも制度としては存在するとは承知しているが、適切に対応してもらいたい。(那覇地区)

3 競争環境の整備のための取組について

- ・ スマートフォンのソフトウェアに係る競争の促進に関して、新規参入の促進により競争事業者を増加させ、競争を生み出すことによってイノベーションが発展し、それが消費者への利便性にもつながるといえることはよく理解できる。一方で、

様々な事業者が新規参入すると良い面も悪い面もある。新規参入者が参入後に不正行為を行った場合は、その行為の発見や今後の未然防止のために後から規制をする必要が出てきてしまう。(盛岡地区)

- ・ ウェブ上で用語を調べるために検索すると、ウェブ上に掲載されている新聞社の記事に似た内容の解説が検索結果として表示されることがある。これは新聞記事の無断使用に該当すると考えており、懸念している。生成AIサービスが新聞記事を無断利用して提供されるようなことがあれば、市場の公正性を侵すものと考えられるため、公正取引委員会には生成AI事業者の動向を監視するなどの適切な対応を採っていただきたい。(鳥取地区)
- ・ コンテンツ産業については、例えば、電子コミック、アニメーション、脚本家といった幅広い分野の実態調査を行ってほしい。また、難しいかもしれないが、コンテンツ産業は非常に変化が激しいことから、過去に行った実態調査のフォローアップ調査をしていただきたい。(高知地区)

4 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 電力について、自由化に伴い一時的に価格は安くなったが、燃料費の高騰等の理由から新規参入者が撤退してしまい、引き続き寡占状態にある。様々な要因で電力価格が若干上がることは理解できるが、一番安いときに比べて5割は上昇しており、非常に厳しい状況にある。(北海道函館地区)
- ・ 県内の最低賃金を決定していくに当たり、使用者側である事業者から、価格転嫁が厳しく、年々深刻さを増しており、このような状況の中で毎年賃上げを実施していくと、経営はひっ迫するとの声が上がっている。公正取引委員会には、引き続き、事業者が賃上げの原資を確保できるような環境を整えていただきたい。(鳥取地区)
- ・ 製造業においても、賃金上昇によって経営状況が厳しくなり、最終的には雇い止めを行わざるを得ないケースが出てきている。このような現状を御承知おきいただきたい。小規模小売業者や製造業の現場の厳しい実態を理解し、改善につながる具体的な対策を検討していただけることを切に願っている。(鹿児島地区)

5 広報・広聴活動について

- ・ 事業者間で不公正な取引などがあった場合には、そのしわ寄せが消費者に行く。しかし、消費者は公正取引の重要性について明るくないというのが実情かと思う。消費者に対するセミナー等を恒常的に実施していただければ、子供や学生のうちから学べる機会になると思うので、そのような活動を積極的に取り組んでいただきたい。(群馬県高崎地区)
- ・ 中央の行政機関の方が現地に来て、中小企業団体等から地域の状況や課題を直接聴き取る懇談の場を設けた経験はない。このような直接の懇談の場は大事である。(高知地区)

有識者と公正取引委員会との懇談会 開催一覧

開催地区	開催日	担当委員等
北海道函館地区	11月20日	泉水文雄 委員
盛岡地区	11月19日	藤本哲也 事務総長
群馬県高崎地区	12月6日	吉田安志 委員
津地区	11月19日	吉田安志 委員
京都地区	11月19日	三村晶子 委員
鳥取地区	12月4日	泉水文雄 委員
高知地区	12月6日	藤本哲也 事務総長
鹿児島地区	12月4日	三村晶子 委員
那覇地区	11月20日	青木玲子 委員

北海道函館地区における懇談会出席者

川越 敏司 公立大学法人はこだて未来大学
システム情報科学部・複雑系知能学科 教授

児玉 匡史 株式会社函館新聞社 取締役編集局長

津川 了也 北海道中小企業団体中央会道南支部 所長

村瀬 充 函館商工会議所 副会頭

盛岡地区における懇談会出席者

菊池 透 盛岡商工会議所 専務理事

瀬川 浩昭 岩手県中小企業団体中央会 専務理事

深澤 泰弘 国立大学法人岩手大学 人文社会科学部地域政策課程 教授

細川 亮 岩手弁護士会 副会長

四戸 聡 株式会社岩手日報社 論説委員長

吉田 敏恵 岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事

群馬県高崎地区における懇談会出席者

青柳 恵一 群馬テレビ株式会社 取締役 報道局長

串田 紀之 高崎商工会議所 会頭

澤田 悠紀 公立大学法人高崎経済大学 経済学部経営学科教授

関 夕三郎 群馬弁護士会 会長

高桑 和彦 株式会社上毛新聞社 編集局長

松井 隆司 群馬県消費者団体連絡会 副会長

吉田 勝彦 群馬県中小企業団体中央会 会長

津地区における懇談会出席者

伊藤 歳恭 津商工会議所 会頭

陰地 康行 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント・相談員協会 中部支部 三重分科会 代表

黄瀬 稔 三重県中小企業団体中央会 副会長

深井 英喜 国立大学法人三重大学 人文学部法律経済学科 教授

松下 功一 三重県 雇用経済部長

京都地区における懇談会出席者

荒賀 誠 一般社団法人京都経営者協会 副会長
安藤 源行 京都府中小企業団体中央会 会長
片岡 宏二 公益社団法人京都工業会 副会長
齋藤 茂 京都商工会議所 副会頭
榊田 隆之 一般社団法人京都経済同友会 代表幹事
高橋 信吾 京都府商工会連合会 副会長
外池 彰男 株式会社京都新聞社 取締役

鳥取地区における懇談会出席者

井上 昌之 株式会社新日本海新聞社 執行役員編集制作局長
児嶋 祥悟 鳥取県商工会議所連合会 会長
佐藤 匡 国立大学法人鳥取大学地域学部地域学科 准教授
平尾 節世 鳥取県連合婦人会 会長
玉木 淳二 鳥取医療器株式会社 代表取締役

高知地区における懇談会出席者

長山 和幸 高知県商工会連合会 副会長
森田 健嗣 高知県中小企業団体中央会 事務局長
山崎 道生 高知商工会議所 副会頭
新井 泰弘 国立大学法人高知大学人文社会科学部 准教授
高橋 敏彦 株式会社高知新聞社 常任監査役

鹿児島地区における懇談会出席者

岩崎 芳太郎 一般社団法人鹿児島県商工会議所連合会 会長
岩元 義弘 鹿児島県経営者協会 会長
鈴木 正文 鹿児島県商工会連合会 副会長
山野 俊郎 株式会社南日本新聞社 論説委員長
山本 晃正 特定非営利活動法人消費者ネットワークかごしま 理事

那覇地区における懇談会出席者

赤嶺 由紀子	株式会社沖縄タイムス社 編集局局長
金城 克也	沖縄県商工会議所連合会 会長
小橋川 篤夫	沖縄県中小企業団体中央会 会長
高良 麻美	特定非営利活動法人消費者センター沖縄 理事長
滝本 匠	株式会社琉球新報社 統合編集局長・デジタル戦略統括
田島 啓己	沖縄弁護士会 弁護士

第1 北海道函館地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 公正取引委員会によって、手形のサイトが最長でも60日とされ、また、具体的な買いたたき事案を取り上げていただき、その考え方も明確化していただいた。そのおかげで、ここ3、4年で大手企業の態度はがらりと変わり、取引条件が改善していると実感している。ただし、法律的な面で整備されたとしても、価格転嫁に取り組む我々中小企業がしっかり法律を勉強し価格の交渉術につなげていかないと意味がないので、商工会議所としても公正取引委員会と連携しながら、会員に情報を発信していかないといけないと考えているところである。
- ・ 下請法に関しては、現状、適用範囲を資本金の額で区別しているが、資本金の額と企業規模が一致しないことも多いので、売上高など資本金の額以外の基準でも判断できないか。

2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 電力について、自由化に伴い一時的に価格は安くなったが、燃料費の高騰等の理由から新規参入者が撤退してしまい、引き続き寡占状態にある。様々な要因で電力価格が若干上がることは理解できるが、一番安いときに比べて5割は上昇しており、非常に厳しい状況にある。

3 広報・広聴活動について

- ・ 下請法や優越的地位の濫用について、被行為者側から相談を受けることもあるのだが、公正取引委員会に相談すると行為者側に情報が漏れ、結果的に自身の立場が危うくなるという危惧があり、なかなか公正取引委員会に対し情報提供ができない場合も多い。公正取引委員会には、匿名での相談・情報提供窓口もあるとのことだが、知らない事業者が多いと思うので、気軽に相談できることをもっとPRした方が良い。

第2 盛岡地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 適正な価格転嫁は正常な商慣習であり、良いものには適正な価格がつくこと、そして、良いものを作るためにはコストが掛かるということを含めた共通理解としていきたい。公正取引委員会の活動は、このような価格転嫁に対する考え方の後押しにも一役買っていると思うので、非常に感謝している。特に、最近の公正取引委員会の活動の中に下請法における買ったときの基準の明確化があったかと思うが、これは中小事業者にとっては非常に有り難いことだと感じている。
- ・ 県内の市町村が発注する工事等の官公需についても、スライド条項のない契約で5年も同じ価格で仕事をさせられる等、価格転嫁が進んでいない。市町村は、「お金が無い」の一点張りで発注価格の引上げを全く行わないので、これを何とかしてほしい。
- ・ 価格転嫁について、今年辺りから取引先が応じてくれるようになったという話がある一方で、価格転嫁の交渉を持ちかけた際に、元請事業者から「そっちでまず企業努力しろ」と返されるという話をよく聞く。末端の中小事業者が大手の事業者と同等の経費削減策を講じた上でないと価格転嫁に応じないというのは、様々な経済活動の流れとして勿体ない感じがする。エビデンスとして数字を全て出すことができなくても、経費削減策を提示することで価格交渉が進むといった仕組みを作れると良いと思う。

2 独占禁止法の運用について

- ・ 日清食品が行っていたカップヌードルの再販売価格の拘束事件のように、大手事業者による価格拘束は庶民感情からしても許されるものではない。そのため、公正取引委員会には、悪質な事件に対しては厳正に対処していただければと思うし、措置を採った事業者に対するフォローアップにも力を入れていただきたい。

3 競争環境の整備のための取組について

- ・ スマートフォンのソフトウェアに係る競争の促進に関して、新規参入の促進により競争事業者を増加させ、競争を生み出すことによってイノベーションが発展し、それが消費者への利便性にもつながるということはよく理解できる。一方で、様々な事業者が新規参入すると良い面も悪い面もある。新規参入者が参入後に不正行為を行った場合は、その行為の発見や今後の未然防止のために後から規制をする必要が出てきてしまう。

第3 群馬県高崎地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 国縣市町村から公共事業を請けているが、予算が合わない価格での発注という状況にある。国等も十分な予算を確保していただき、ある程度の価格を念頭に置いた入札をしていただければありがたい。
- ・ 制作会社等においては、面倒なことを言わずに安価で働いてくれる俳優等を使いたい一方で、俳優等になりたいという方々においては、タダでもいいから仕事をして名前を売っていきたいという考えがある。この両者の考えが合致すると、才能の買いたたきという事態が起きる。すなわち、低賃金かつ悪条件の仕事に黙って引き受ける人に仕事に来て、自分の法的権利を主張するような俳優等には仕事来ないという状況が実際に起き得るのではないか。
- ・ 下請取引において、本年11月に約束手形等による下請代金の支払サイトが60日以内とされたと聞いているところ、その反射的な効果として、下請法が適用されない事業者間の支払サイトが長期化する問題が発生しているという。下請法の適用がない事業者間であっても、支払サイトの長期化は企業経営にとってはリスクが大きくなるので、問題意識をお持ちいただきたい。
- ・ 意思決定権者である社長が価格転嫁に合意しても、調達部長がコストダウンを求めてくるという実態がある。大手メーカーから「他社は半値で請けるが御社はどうか」と交渉され、返事ができないといつの間にか仕事がなくなっているということがあると聞いている。

2 独占禁止法の運用について

- ・ 俳優等が所属するマネジメント会社は俳優等に対し優越的地位にあることから、俳優等は自己の権利を主張するために最低賃金やスケジュールの調整の仕方について集合体を形成して交渉を試みた場合に、カルテルや談合といった独占禁止法上問題視される行為とみなされることがあるのではないかと懸念される。

3 競争環境の整備のための取組について

- ・ プラットフォーム事業者と報道機関の間で、しっかりした情報について適正な対価で取引を行う必要がある。裏取りをする報道機関がなくなれば、正確な情報をプラットフォーム事業者も得られなくなるので、報道機関もプラットフォーム事業者もお互いの立場を考えながら、今後取り組んでいく必要がある。引き続きニュースコンテンツ分野を注視していただきたい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 事業者間で不公正な取引などがあつた場合には、そのしわ寄せが消費者に行く。しかし、消費者は公正取引の重要性について明るくないというのが実情かと思う。消費者に対するセミナー等を恒常的に実施していただければ子供や学生のうちから学べる機会になると思うので、そのような活動を積極的に取り組んでいただきたい。

第4 津地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 価格転嫁の前提となる価格交渉について、徐々に浸透はしているものの、業種別に見るとまだ十分に進んでいないところもある。公正取引委員会にあっては、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が実現できるよう、関係省庁と連携して取組を進めてほしい。
- ・ 持続的な賃上げを進めるためには、中小・小規模事業者の取引環境の整備が不可欠である。価格交渉の過程で、労務費の上昇に関する詳細な説明や資料提出を求められたとの話も聞いたことがあるため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が浸透するよう、その普及に努めてほしい。
- ・ 中小・小規模事業者は、大企業と異なり、価格交渉に関する情報を得ることが難しいため、行政機関において、成功事例を収集し、広く周知していただきたい。
- ・ 取引先との関係において、実質的には自社が下請関係にあるが、資本金については取引先のほうが少ないため、下請法が適用されないというケースも存在する。
- ・ 多重下請構造が原因で価格転嫁が進まないという相談が多く寄せられている。引き続き、関係する行政機関が連携し、サプライチェーンの途中で価格転嫁が止まることがないように、社会全体で取組を進めていきたい。

2 独占禁止法等の運用について

- ・ スタートアップ企業の新規参入を促進するためにも、行き過ぎた寡占・独占や優越的地位の濫用などの不当な行為には、厳正に対処していただきたい。
- ・ 過疎地域で地方創生に関する「まちづくり」に関わっているが、地方公共団体にとっては、民間事業者における共同の取組であっても独占禁止法上問題とされない場合があるとの点が十分に普及していないかもしれない。
- ・ 最近では、特に通信販売の分野で、大きな表示の下に記載された小さな文字でのただし書きなどが問題となっている。こうした問題について、民事ルールで対処が難しい事案については、景品表示法の枠組みでの対応をお願いしたい。

第5 京都地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 経営幹部と販売担当者では、価格転嫁の必要性についての理解に差がある場合があるという声も多い。企業全体で価格転嫁の重要性に関するコンセンサスが図られていないことが原因として考えられる。公正取引委員会には、価格転嫁が円滑に進むよう支援を行ってほしい。
- ・ 京都府等に対し、価格転嫁に関するパートナーシップを締結している事業者には、何らかの優遇措置を採るよう働きかけているが、実現には至っていない。そのため、公正取引委員会には、価格転嫁を促進する取組について、リーダーシップを発揮してほしいと考えている。
- ・ 非製造業については、価格転嫁の交渉に時間がかかる場合が多く、また、難航しているようである。小売業や修理業では、値上げすると販売量や取引量の減少につながるといわれている。公正取引委員会には、今後も価格転嫁などの政府方針の周知に尽力してもらいたい。具体的には、価格転嫁に応じない事業者には何らかの指導やペナルティを与えるなど、制度面から中小企業の価格転嫁を支援してほしい。
- ・ 昨今の大幅な賃上げは大手企業が主導する形で進んでいるが、多くの中小事業者による賃上げは、最低賃金制度への対応や人材の流出を防ぐためなど主に防衛的な理由によるものである。今の日本には、中小企業の賃上げ財源確保のために価格転嫁を適正に行い、賃金の上昇と物価上昇の好循環を生み出すことが必要不可欠である。公正取引委員会には、これができるような環境の整備を行っていただきたい。

2 競争環境の整備のための取組について

- ・ 生成AIによる検索拡張生成について、ユーザーの質問に対し、生成AIが検索ワードによく使われる類似の質問と回答を勝手に複数生成して表示するRAGという機能が検索エンジンに使われている。その生成された質問や回答は、生成AIがインターネット上のサイトから勝手に収集、引用しているため、ユーザーは引用元のサイトにアクセスせずとも内容を閲覧することが可能となっている。メディアはコストをかけて文章等の内容を推敲、確認して報道しているが、対価を支払わずメディアの情報をインターネットから収集したRAGの回答は、この努力とコストを無視した行為であるといえる。検索エンジンを提供するプラットフォーム事業者は、メディアのビジネスパートナーではあるが、RAGの収集したコンテンツに適正な対価を払うべきであり、現状は、優越的地位の濫用の可能性があるように思う。

第6 鳥取地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 地方でも価格転嫁の問題が大きくクローズアップされ、様々なコストが上昇しており、大きな影響を受けている。新聞業界では、新聞代の値上げによって価格転嫁がある程度進んでいるが、労務費の転嫁については、サプライチェーン全体で見ると進んでいない状況である。
- ・ 医療機器の業界は、国民の税金と保険料で賄われているほか、医療費抑制の要請や公定価格制度があることから、労務費の上昇分の価格転嫁は簡単には進まない。公正取引委員会には、労務費の価格転嫁について、医療機関等への周知をお願いしたい。

2 独占禁止法の運用について

- ・ 独占禁止法の問題について、どこに申告すればよいか迷うことがある。また、公正取引委員会に申告したとしても、公正取引委員会が調査すれば申告人がばれてしまうことを懸念して、申告することに躊躇がある。

3 競争環境の整備のための取組について

- ・ ウェブ上で用語を調べるために検索すると、ウェブ上に掲載されている新聞社の記事に似た内容の解説が検索結果として表示されることがある。これは新聞記事の無断使用に該当すると考えており、懸念している。生成AIサービスが新聞記事を無断利用して提供されるようなことがあれば、市場の公正性を侵すものと考えられるため、公正取引委員会には生成AI事業者の動向を監視するなどの適切な対応を採っていただきたい。

4 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 県内の最低賃金を決定していくに当たり、使用者側である事業者から、価格転嫁が厳しく、年々深刻さを増しており、このような状況の中で毎年賃上げを実施していくと、経営はひっ迫するとの声が上がっている。公正取引委員会には、引き続き、事業者が賃上げの原資を確保できるような環境を整えていただきたい。

5 広報・広聴活動について

- ・ 中国支所から大学に年に2回、独占禁止法教室として学生に公正取引委員会や独占禁止法などの説明をしていただいている。学生にとって公正取引委員会はなじみのない役所だが、公正取引委員会を舞台とした「競争の番人」のドラマで観た内容を職員の方から直接話を聞けるということで、学生は興味深く話を聞いている。

第7 高知地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 全国的に中小企業は人手不足に悩まされているところ、地方、特に郡部においては人手不足が非常に深刻化しており、事業継続が極めて困難な状況になっている。中小企業が持続可能な事業運営を行っていくためには、待遇改善を含めた働き手の環境整備への取組が必要不可欠であり、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分について価格転嫁しなければ、中小企業は生き残ることができない。
- ・ 親事業者は、下請事業者がいなくなってしまうと事業を存続することができないことから、下請事業者が賃上げの原資を確保できるよう、下請事業者への発注単価を引き上げるなどの配慮が必要であると実感している。

2 競争環境の整備のための取組について

- ・ コンテンツ産業については、例えば、電子コミック、アニメーション、脚本家といった幅広い分野の実態調査を行ってほしい。また、難しいかもしれないが、コンテンツ産業は非常に変化が激しいことから、過去に行った実態調査のフォローアップ調査をしていただきたい。

3 広報・広聴活動について

- ・ 中央の行政機関の方が現地に来て、中小企業団体等から地域の状況や課題を直接聴き取る懇談の場を設けた経験はない。このような直接の懇談の場は大事である。
- ・ 競争や市場経済に関する話を早い段階で浸透させるため、中学生や高校生向けの独占禁止法教室に力を入れた方が良いと考えている。

第8 鹿児島地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 日本商工会議所でも、パートナーシップ構築宣言の名の下に人件費を転嫁するため新たな共存共栄関係の構築を目指している。しかし、賃金を上げれば消費が増え経済が活性化するといった考え方は、東京のような都会であれば適用できるのかもしれないが、鹿児島のような地方都市に適用できる考えではない。

2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 製造業においても、賃金上昇によって経営状況が厳しくなり、最終的には雇い止めを行わざるを得ないケースが出てきている。このような現状を御承知おきいただきたい。小規模小売業者や製造業の現場の厳しい実態を理解し、改善につながる具体的な対策を検討していただけることを切に願っている。

3 広報・広聴活動について

- ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制対象は全事業者に及ぶところ、この法律について、中小事業者を含め、ほとんどの事業者がその内容を十分に認識していないのが現状である。そのため、同法の周知徹底を図り、認知度の向上を目指すための工夫が必要である。また、フリーランス取引は学生が行っている可能性も考えられるため、学生を含め、幅広く周知を行うことも重要である。

4 その他

- ・ 官公庁が入札を行う際には、一円でも安い企業へ落札させる場合が非常に多い。官公庁は、一部の建設工事の入札にあっては価格以外の要素も評価対象となる総合評価落札方式を採用しているが、その他の多くの入札にあっては一般競争入札方式のような価格のみが評価対象となる入札方式を採用している。官公庁においては、自らの入札方式によって価格転嫁が阻害される可能性がある点を認識し、価格だけが評価対象とならないような方式で入札を実施していただきたい。

第9 那覇地区

1 中小事業者等の取引適正化について

- ・ 公正取引委員会には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取組を更に強化していただきたい。行政との契約について最低賃金引上げ分の価格上乘せを含む変更契約を要請しても、年度内の変更に対応できる予算がないと一蹴され、次年度からの契約変更となることが多いと聞いている。
- ・ 沖縄県内におけるコンビニエンスストアを始めとするフランチャイズ・システムの加盟店について公正取引委員会には適切に対応してほしい。
- ・ 公正取引委員会には、フリーランスと発注者間の取引について調査をするに当たっては、調査によって取引に支障が出ないように丁寧に対応してほしい。また、発注者側に対して、フリーランス・事業者間取引適正化等法の趣旨を理解させ、弱い立場であるフリーランスに寄り添うような対応をさせてほしい。

2 独占禁止法の運用について

- ・ 確約計画の認定後のフォローアップが適切に行われているか不透明な部分もあると考える。確約計画の認定の取消しも制度としては存在するとは承知しているが、適切に対応してもらいたい。

3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 人材確保及び従業員の生活の安定を図るためには、賃金引上げは重要と理解している。
- ・ 人手不足や物価高もあり、経営を取り巻く環境は厳しく、価格転嫁は十分には行えていない。

4 その他

- ・ 最近、SNSを使った広告等の表示から誘導されて購入したところ、実はそれが定期購入だったという事例が多く、公正取引委員会や消費者庁にはそうした事業者への指導を期待する。